

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開催月日・令和6年10月07日 開会時間・午前・午後1時30分 閉会時間・午前・午後2時59分
出 席 者	藤川 貴雄 豊島 保夫 安井 智子 栗津 明 南谷 清司 後藤 徹	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍 聴 者		
説明のために 出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	・羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規程(案)について ・安否確認訓練振り返りシートについて ・その他	

【開会＝午後 1 時 30 分】

藤川委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の審議事項はお手元に配付した通り、羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規程案についてであります。ご意見等ございますか。

安井議会改革特別委員長

名称使用に関する規程がなかったので、今年度の議会改革特別委員会での改革の内容として、議題にしたほうがいいんじゃないかということで、議会改革特別委員会で決定しました。議会改革特別委員会では、この案で了承を得て、議会運営委員会に提出した形になります。

藤川委員長

議会改革特別委員会の安井委員長から経緯の説明がありました。この規程案についてご意見等ございますか。

南谷清司委員

私の場合は「みなたに清司」と「南谷清司」のように、好きなように使い分けることはできるのか、それともどちらか 1 個になるんですか。

議会総務課長補佐

毎回、名前や名字が変わったりすると市民が混乱しますので、議会の中では一つになります。

藤川委員長

他にご意見等ございますか。

(意見なし)

藤川委員長

特にご意見等ないようでしたら、案のような規程を設けていくということで議長に報告し、全員協議会で協議を願う流れとしたいと思います。羽島市議会議員の通称名等の使用に関する規程案について、そのように取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

藤川委員長

ご異議なしということで、この規程案について議長に報告し、全員協議会で協議を願いたいと思います。

次に安否確認訓練振り返りシートについて、8 月 28 日実施の訓練の振り返りをまとめましたので、資料を配付してあります。このシートをまずご覧になっていただいて、ご意見等ありましたらお聞かせください。

	この案でよければ、議長に報告し、全員協議会で協議し、ホームページで公開していく流れになっていきます。 LINEWorks で今回初めて実施したわけですがけれども、意見欄を見ていると、双方向の通信について、実際災害が起これば、議員も安否確認だけじゃなくて地域の状況等を伝える役割を担っていくことになるんですけれども、LINEWorks を使って、議員の状況や周りの様子を写真に撮って送るとか、そういう利用はできるんですか。
議会総務課長	そういう利用も含めて考えていて、LINEWorks で送ってもらったものを事務局で一旦まとめて、それを局長が災害対策本部に報告する形は想定しているところです。
藤川委員長	「考えうる方策や取り組み」の中でそういった提案もありますのでこれは、次回の訓練で・・・
南谷清司委員	どんどん進んでいくのは結構なんですけど、災害対応まで踏み込んで考えるんだったら、基本的に議員は何をやるんだということを作らないと。
藤川委員長	災害時の議員の行動はできていて、それに基づいた・・・
南谷清司委員	災害時の議員の行動は情報収集でしょ。その情報収集の手段をどうするかという、そちらの訓練をやったほうがいいんじゃないですか。災害対策本部の邪魔をすることが議員の一番やってはいけないこと。
安井委員	災害対策本部の邪魔にならないようにということで、議員は事務局というか議長に連絡するんでしたね。
議会総務課長	事務局で議員の情報を集約します。例えば地域の電柱とか道路の状況や、避難所に入られる場合は避難所のトイレの様子とか、そういった情報を事務局で集約する形です。災害対策本部は時間ごとにやることが変わっていきますので、その経過に合わせて事務局でとりまとめることを想定してます。
安井委員	そうすると連絡に関して、委員長もおっしゃられたように LINEWorks など連絡をとりやすくしておいたほうがいいと思いますので、ぜひお願いします。 「現状での課題」の「災害発生時の議員としてやるべき

藤川委員長	こと、やっていけないことに対する認識が十分にできなかった」というところで、やってはいけないこととやるべきことを教えてください。 7月10日開催の議会運営委員会の資料の中に、羽島市議会災害対策本部設置要綱がありまして、その中の災害時行動マニュアルに、初動、初期、中期、後期という形で議員の行動マニュアルが載ってますのでこれを参考に。やってはいけないことは記載していませんが。 安否確認訓練の振り返りシートについてですが、この内容で議長に報告して、全員協議会で協議を願うということによろしいでしょうか。 (異議なし)
藤川委員長	では、この結果を議長に報告し、全員協議会で協議願いたいと思います。 その他ですけれども、前々回の全員協議会で提案のありました、委員会等の欠席ルールづくり及び一般質問通告書のあり方についてご協議を願えたらと思いますが、何かご意見等ございますか。 特に会期中でないときの委員会など、会議のルールについて、議会として一定のルールを決めるべきか、議員個人の責任において判断すべきか。いかがでしょうか。 まずは欠席のルールを協議願いたいと思います。ご意見ある方は挙手を。
栗津委員	今までもルールはあるんやろ。
議会総務課長	欠席届を出すルールはあるんですけれども、全員協議会で出ていた、どういうときに休んでいいとか、休んだときに何か懲罰があるとか、そういった細かいルールはないです。
藤川委員長	全員協議会で提案がありましたけれども、欠席について議会として一定のルールを作っていくべきか、それとも議員個人の責任において判断すべきかというところで、おそらく意見が分かれると思うんですね。議会運営委員会としてどのようにしていったらいいかということで、皆様のご意見をいただけたらと思います。

野口議長	基本欠席は駄目ですよ、当たり前のことですけどね。ただ、スケジュール等々あるんでしょうし。今回、何で言ったかというと、議長のさじ加減だけど、休みすぎだよ、はっきり言って。今回だけじゃなかったからね、2月もそうなんだよ、だから注意した。 確かに身内の方がお亡くなりになったとか、持病とか、そこまで決めるか分かんないんですけど、基本は出席で、皆さん議員なんだから大体分かってるでしょ。確かに議論はしていただいて結構なんですけど、基本出席でしょ。
栗津委員	僕の認識では、欠席届は出とったけど、その理由が悪いこと言うと、いい加減な理由ということで議長が注意したかなと思ったけど、そういうわけでもないわけやな。 例えば、旅行は1ヶ月以上前に予約しないといけない。遠いところは別として、長良川温泉に行って、翌日岐阜市で遊んでいたんなら、これは出席できるわな。こういう理由だったら議員としてあかんと思うけど、1ヶ月以上前に予約をして、開催の連絡が2週間とか1週間前に来たとなってくると、キャンセルしないといけない。自分1人ならいいけども、大勢で行くとなると大変で、キャンセルできないものも多い。自分の勉強のための視察でもそう。そうすると問題かなと思うが、そこを協議したらいい。 事務局が理由を聞いて、出席できると判断する形なら僕は理解するけども、全員協議会ではそこをぼかして終わっとったけど。本会議は別けどね。
安井委員	休むに際し、定例会中は予定を入れないと思うんですね。会期外で会議が入らないだろうというところを見越して、皆さん予定を入れると思うんです。 その理由に関しては、他人にとってはそんなことかと思うことでも、その方にとっては大事と思ってることがあるので、理由で判断するのではなくて、栗津委員が言われたように、少し融通を利かせられるところもあっていいのかなと思います。 ただ、今回は事前に話をしているにも関わらず欠席しなければいけなくなっただころがあつて、確か委員会でも、1人の欠席はいいよということで、日程を決めてしまったんじゃないかなと思うんですけども、そういうことのないような話し合いをしてほしいなと思います。
豊島委員	欠席なら事務局へ届け出を出す。病気だったら診断書も

	出せますし、緊急の場合もありますから。それと、旅行とかを既に予約している場合ですけど、遠方だからいい、近くだからいけないとか、そんなことはいけないと思ひまして、今までもやってきたように大原則は出席する。緊急の病気や怪我は事務局へ届け出る。出席してはいけない伝染病もありますので。 それほど難しくないことじゃないかなと思いますけど。それ言い出したら、議論もしてないかもしれないけど、他の自治体がやってる通年議会にしていけばいいでしょう。 欠席に関する基本的なルールはあるんやから。 再度言いますが、届け出のルールについての議論ではなくて、委員会を欠席する場合に、ルール化するのか、個人の責任とするのか。ルール化することになったらどのようなルールにするのか。例えば、冠婚葬祭とか病気、怪我、それを最初に決めておいて、それ以外の欠席は認めないというルールにするのか、あるいは栗津委員が言われたように、例えば1ヶ月ぐらい前に分かってるような会議は休めないけど、1,2週間前に会議が決まって、予約をキャンセルしないといけない場合には欠席届で対応できるとか、そういうどこまでルール化するのか、あるいは個人の責任とするのか、その点についてのご意見をお聞かせいただければありがたいかなと思います。
藤川委員長	私は細かいルールはあえて作る必要はないと思います。全員が参加することが原則で、休むときは欠席届を出すと決まってるわけですから。 それを細かく、どういう理由なら休んでいい、どういう理由なら休んでいかんとか、そんなことは各議員の自覚と一般的な常識で、休んだらまずいだろうということは分かると思うんです。細かく決めると他の議員にも迷惑かかるしよろしくないのかなと。自分の自覚と常識の範囲でやればいいような気はします。
後藤徹委員	栗津議員 今回非常に懸念するのは、我々は知らないけれど議長は理由を知っていて、議長の判断でこれはおかしいんじゃないかと。当然、議長の言うことを聞かないといけなくて、出席する状況だったのに出席しなかったなら大問題だと思うよ。今回の問題はそこだと思うので、ルール化するなら、そういうことをしていかなあかんと思う。

藤川委員長	栗津委員の意見を整理しますと、議長が出席できると判断したときには、あらかじめ予約があろうとも議長がキャンセルできるやろって言ったら、出席しないといけなくなると、そういうご意見ですか。
栗津委員	正常な議長でないといけないね、その代わり。
野口議長	前々回の全員協議会で個人攻撃にならないようにと言われたんですが、個人攻撃するつもりはないんだけど、他の議員はそこまでないしね。
藤川委員長	それは海外旅行に行って委員会を欠席された方とか、忘れてたから欠席しましたとか、ありました。
野口議長	広報広聴委員会で OK になったんじゃないかなかったっけ。
藤川委員長	そうすると、委員会で OK をもらえば休んでもいいというルールになりますので。
野口議長	自己責任で。個人攻撃と言われると心外です。自己責任でやっていただいて結構ですけど、注意するときは誰であろうが注意するってこと。欠席理由を知っているのは事務局と私だけですけどね。 （「口外できないの」と呼ぶものあり）
藤川委員長	議長の職務上知り得た情報はあまりね。
南谷清司委員	私も 10 月下旬に結婚 40 周年の記念旅行を予約していて、キャンセル期限が過ぎてビクビクしているんです、会議は入っていないから大丈夫なんです。 会議の予定はいつまでに正式な招集通知を出すというルールがあるんですか。
議会事務局長	正式には 1 週間前に通知しますが、最近は LINEWorks で分かり次第、予定ということで通知しています。
南谷清司委員	全員の出席を求めるという前提であるならば、1 週間というのも改善の必要があるんじゃないですか。
議会事務局長	正式な案内は 1 週間前ですが、見直しまして、予定とし

	て送っていますが、それでは厳しいということですか。
南谷清司委員	例えば私の場合だと、会議が入らないということが大事なんです。その情報がいつまでに入るかという話になる。それ以降なら予定を入れてもいい、約束できる話になる。 全員に出席を義務付けるんだったら、1ヶ月前と決めればいいわけでしょう。何かの都合で調整するから1週間前となるわけだけど。
豊島委員	本会議の告示は1週間前ですね。多分それに倣って各委員会の通知も1週間前と思っておるんです。ですから、羽島市議会は1ヶ月前とか2ヶ月前とか、それは、告示に反するんじゃないかと。委員会は本会議と一緒になので。
議会事務局長	会期中は招集案内は出していないです。
豊島委員	告示からの並びとっております。
栗津委員	今問題になっとるのは、会期中ではなく会期外の委員会をどうするかということで、災害とか緊急なときは別問題として、普通の委員会が急に入った場合の欠席の話なので。 誰でも、旅行の計画は1ヶ月以上前にやりますので、キャンセル料が発生するのは1ヶ月前かな。 (「一般的には20日前」と呼ぶものあり)
栗津委員	20日前までに委員会の開催案内をすとか、弾力性があってもいいと。旅行だけでなく、視察研修も中止しないといけなくなってしまうし。 ただ、その理由やわな。議長や事務局が出席できると判断すれば、出席しないといけない。これは議長の命令でやっていいと思う。議長に逆らってはいかんと。個人的な憎しみは別として、常識の範囲で議長が出席できると思ったら、議長名で出席せよと、こういう形であれば理解します。
議会総務課長補佐	議長と言われますけど、委員会の招集権者は委員長です招集するしないは委員長の判断となります。 (「議長を通すやろ」と呼ぶものあり)
議会総務課長補	通さないです。

佐 藤川委員長 南谷清司委員 安井委員 後藤徹委員	色々なご意見等をいただいております、ルール化するのか個人の責任にするのか、議会運営委員会としての方向性をまとめていかないといけないんですけど、現時点ではまとまっていません。欠席の理由やタイミングが話題として出てますけど、すっかり忘れていたというケースもあります。この点についてもどう取り扱うのかということも含めて議論しないといけないと思うんですね。どのような方向性でまとめていくか、ご意見お願いします。 原則として出席はそれでいいんですけど、個人の責任で判断をする、そういう話に最終的になるんですが、個人の責任で判断をして、それが懲戒の事由になるかどうか、そういうところがはっきりしないと。 議員は、最終的に選挙で市民に判断されるので、不適格だったら票が入らず落ちると。それが本来の姿なんだけど、それ以外に議会は懲戒などの仕組みがあるので、そこに該当するのかもしれないのか。いくら個人の責任と言われても、そこをはっきりしないといけないということが一つ。 もう一つ、本会議の招集は1週間前に行われるんですけど、多分、法律上は決まってないんですよ。遅くとも7日前までにといい表現になってると思うので、そのバランスもあるだろうということは思います。 基本的に会議は休んではいけないと聞いていたように思いまして、予定を入れてあっても、会議が入ったら断って出席するようにしていたんです。だから、基本的には出席する形にしておいて、あとは個人責任になるのかなと思うんですけども、ある程度ルールは決めておいたほうがいいのかなと思います。本会議と委員会までは、出ないといけないという感じで決めておいてもいいのかなとは思いますが。 罰則を決めることをルールを決めると捉えるのか。出席ができなかったらこういう罰則がありますというルールを決めるのであれば、それは議員として大丈夫なのかって思ってしまうんです。 皆さん言われたみたいに、出席が基本なので、本人が自覚をもって、これは出席できない理由だと思えば、欠席届を出せばいいでしょうし、欠席届を提出した際に、これは
--	---

藤川委員長	普通に考えたらおかしい理由ですと問われたのであれば、そこは自分の責任で、それでも休むなら休む。そこはもうそれでいいような気がするんですけど、細かく罰則を決めてしまうと、どうなのかなと思います。 ルールを決めるのが罰則を決めることなのか。こういう順序で欠席してくださいということを決めるのか、分からなかったです。 ルールを決めるということは、全員が同じ基準に基づいて行動する一つの規範を示すものだと考えますので、例えばある議員はこの理由で休んでも良かったけれど、同じ理由で別の議員が休んだときは駄目だとか、そういうことがないようにすることは、ルールの一つの意義でありますので、同じルールで全議員が行動できるようにすることは一つ大事なポイントなんじゃないかと。 罰則に関しては、罰則になるのかあくまでも理念に留めるのか、そこはまた別の論点だと思います。
議会総務課長	事務局で案を出すときに、この理由はいいとかだめとか、文書化することは難しいかなと思っています。失念して無断欠勤した場合は問題ですが、事前に欠席届を出した人との罪の重さはどうなるのかとか、文書化が難しいので、基本的には議員としての信頼を損なうようなことはしないという申し合わせのような。 もし細かくルールを決めていくなら、慎重に、時間をかけて議論しないと難しいかなというのがあります。
豊島委員	これまで連絡もなかった場合、私の知りうる 1,2 回については、委員長や議長が口頭で、甘いかも知れんけど、注意してきたことがあります。欠席に関するルールは文書化してますから、委員長なり議長なりが、全員に、口頭で時々念押ししていただくということで、自覚ということはどうかなと。これは意見です。
栗津委員	今回は、私の認識では手続きは問題なかったと聞いておるんですが、ただその中身が問題であったと。いわゆる議員として資質に欠けている点があったんじゃないかと思うんですが。そこは事務局と議長の判断にお任せして、豊島委員が言われたように、議長が注意するなり戒告するなり、議長判断でやればいかなと思います。あんまり公にできん理由だったんだろうね。本当は理由を聞いて、議会運営

南谷清司委員	委員会か懲罰委員会か知らんけども、そういうところでやれば問題ないけど、こういうことはしっかりやっていかなあかんと思う。 それから、委員会は出席しないといけないと言っとるけど、旅行は欠席届を出して OK ならいいけど、委員会を優先と言われたらたまったもんじゃないわな。一年中旅行の計画はなしということで、そこまでは厳しすぎるかなと。ルールは、20 日前なら 20 日前としていけばいいと思います。 意見なんですけど、定例会中は必ず出席なんでしょうね。定例会以外は委員会か全員協議会ですよ。今まで、ほとんど委員会は委員の日程を聞いて、調整してやってたんですよ。なので欠席は、調整したときに都合が悪いと言った日にかぶってきたかどうかになるので、委員会の中で解決してもらえばいいんじゃないかなと思うし、全員協議会は全員を拘束するんですから、1 週間前じゃなくて、1 ヶ月ぐらい前に連絡が欲しいと、全員協議会の場合は思いますね。厳しく拘束するんだったら、日程を検討する必要はないはずですから、ということをおっしゃると思います。 最後に懲戒処分について、やはり基本的に個人の判断なんです。原則として出席しなければいけないので、基本的に個人の判断、個人の責任でやれと。それで僕は賛成で、あまりにも目に余ったらそのときの委員長なり議長が今回のように注意をすれば、それでいいんじゃないかと思います。懲戒処分とかではなくて、私は今の時点だったら旅行に行きますし、それで注意されたら平身低頭して謝りますけれど、それでいいんじゃないかと思います。
議会総務課長補佐	全員協議会はもっと前というお話もありましたが、全員協議会は議員の都合だけではなくて、執行部がこの日がいいとか、執行部からの要望で開催する全員協議会もあります。そうすると期間は非常に短くなりますので、ある程度前にということをおっしゃるのとは難しいかなと思います。
藤川委員長	他にご意見等ございますか。 (意見なし)
藤川委員長	皆さんの意見を並べていきますと、会期中はともかく、そうでない委員会について、あらかじめ日程調整ができる

	んであれば、それに越したことはない。出席はできるんで、それができない場合柔軟にというご意見でありました。 後藤徹委員からはルールを設けなくてもいいんじゃないかと、そこまで縛るものではないんじゃないかというご意見がありまして。 まとめづらいので、皆さんからいただいたご意見をそのまま全員協議会に報告し、方向性を協議いただく流れではいかがでしょうか。 実際ここで決めても、海外旅行に行く人にとってみればそんな方法では困るということが出てくるかもしれませんし、議会運営委員会で話し合った意見を全員協議会に報告し、対応を協議するという流れでいかがでしょうか。結論を出すのは非常に難しいと思いますので。
栗津委員	案を作って全員協議会に諮るならいいけど、何も決まっていなくて全員協議会を開いても困ってしまうよ。
藤川委員長	そうしますと、個人の責任という案、あらかじめ日程調整をした上で、それでも欠席する場合は駄目で、その場合は議長が注意する案、事情ごとに細かくルールを設定していく案。この他に何か案はありますか。
野口議長	議会運営委員会の案で問題ないと思うけど、個人攻撃じゃないからね。勘違いされると本当に困っちゃうんで。
藤川委員長	全員協議会でいくつかの案を提案していく方向性で進めていきたいと思いますが、このような案を提案したいという方がいらっしゃったら、ご意見をお願いします。
議会総務課長	委員長が言われた案に追加して、会議録を作製していく中で、皆さんの意見をまとめたものがあればそれを案として出すということで、皆さんのご了解をいただければ。事務局の案はないですが、拙速に決めて大事なことを見落としているといけないので、事務局に裁量をいただければと思います。
藤川委員長	事務局から提案がありました、複数の提案をまとめて全員協議会で提案する方向で、皆さんのご了解を得られましたらそのような進め方とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

	(異議なし)
藤川委員長	ご異議なしということで、皆さんの意見をまとめたものをいくつかの案として全員協議会に提案をさせていただけたらと思います。 次に一般質問通告書のあり方についてご協議をいただけたらと思います。これまでも議会として何度も協議し結論が出ていたように思いますが、通告書の書き方や執行部との協議において、通告書の様式の変更を含め、通告内容や協議の詳細化など、提案がありましたらご発言をお願いします。
栗津委員	1回目の質問の答弁を聞いて再質問をするときに、通告を聞いておりませんということが最近かなり多くなってきているのは事実だと思うし、ここが一番問題。 答弁を事前に聞いていない、違った答弁を言われたときに、こうではないかということを知るのは議員の当たり前の仕事やけど、逆に言ったら通告を聞いておりませんという執行部の言い分は間違っていると思う。
藤川委員長	執行部が通告にありませんと答弁することが増えてきたということで、答弁に関して質問する場合は、通告ができないんじゃないかというご意見であったと思います。この関係について、何かありますか。
豊島委員	17人のとらえ方があると思います。私は通告して、執行部と事前に、これをやります、これは再質問します、これは2回目やりますと、3回目もやりますと。最後はノーならノーと言っていたら、何もイエスばかり言ってもらえないですから、最後は意見として要望しておきますという流れでやっておりまして、聞いてもらって、押しが足りんと思われている方も多いかもしれんけど、噛み合わないということはなく、私自身は答弁漏れとかも。執行部側の答弁漏れは過去にもありました。誰かの指摘で立たれた例はありますけど、そんな形ですので、様式も精査してもらったので今のままでという意見です。
藤川委員長	通告書を提出した後に、担当課とやりとりをしていると。
豊島委員	他もやっとなるかもしれませんが、山県市議会は、議員が事前に全部お渡しして、前日か前々日か1週間前か知りませんが大変ですよ、逆に全部の回答をもらって、本会議

安井委員	場でやると。いい案と思いつつも、私は力不足でやれないので、こんなことやられたら大変だなと思っておりますが、それなら漏れも何も、もう出てきてますから。参考です。 一般質問を見させていただいて、先ほど豊島委員がおっしゃられたように、話し合いの中でこういう答えです、これに対してはこう聞きますとやりとりをした上で文章を作ってるつもりなんですね。ですけれども、通告書にないと言われる方は、質問内容と違うことを聞いたりしてるんですよね。多分、答えに対して思いつきで話しているのかなと思うような、聞き方が違ってると思うんです。 そこが通告にないと言われる原因かなと感じるんです、私の中ではね。それが合ってるか分かりませんが、いつもそうっております。
栗津委員	議員になって1,2年目ぐらいのときに、皆さんもご存知の通り、ごみ関係の質問をしたんですよね。そのときには、1番から8番まで、質問の内容と、そのときは答えを教えてくださいとった。ということで、2番目、3番目はこういう質問をすると、職員と答えを擦り合わせしていた。 そうしたら副市長が、通告と違ったことを言い始めたので、僕も初めてで慌ててしまったけど、その書類は全部執行部に渡しているわけ。質問の仕方というか、手元に持っているやないかと言ったら、副市長が黙っていたけども、そのとき市長は擦り合わせは厳禁しとると言われた。
藤川委員長	擦り合わせという言葉を使わないという話。ヒアリングであって、擦り合わせはしてませんと。公の場でそんなこと言わないでくださいよという話だったと思います。
栗津委員	職員と擦り合わせをやっていた。
藤川委員長	擦り合わせという言葉がまず不適切で、ヒアリングという言葉であって。一般質問は、議員から聞き取りをして答弁するというものですね。答弁を擦り合わせていたなんて話になると、それは非常にまずいことですね。政策についてのヒアリングをして、議員が質問している。
栗津委員	ヒアリングはできないな。
藤川委員長	ヒアリングはできます。

栗津委員	できないから次の質問に答えられへん。
藤川委員長	ヒアリングは議員の調査活動ですので、できない人は議員としての調査活動能力がないことになります。調べる、聞き取りをする、それは日ごろの議員活動の中でできることなんです。むしろやらなきゃいけないこと。できないということは言われたい方がいいです。
議会総務課長	私も去年まで執行部にいたので執行部の立場からしてみると、本会議場での答弁は間違っただけとはいえないことなので、慎重に内部でコンセンサスを得て答弁書を作ります。本会議で議員から質問にないこと、どう思っとならうとか、数値を教えてくださいとか言われても、数値は準備もしてませんし、どう思ってるかは部長の考えで答えられませんし、市長も答えられることと答えられないことがありますので、通告にないことを執行部としてその場で答えるのは、まず現実的ではないと思います。 なので、事前にヒアリングする中でどういうことを聞きますかと確認して、市としてはこういうことを答えますということを大雑把に答えると思うんですが、そこで新たな質問があれば、その場で言ってもらえればというところで、そこをしっかりとってもらえればと思います。
栗津委員	当時の僕の記憶では、職員とのヒアリングは、数値の確認は当然許可しとるという市長の答弁だと。今の話のヒアリングはいかんと、厳禁されたとは思っとならんやけど。それからというもの、答えは全然教えてくれんよ、私たちには。こちらが想像して言うだけの話で。
藤川委員長	そういった一般質問の準備をされてるという栗津議員の議員活動の一環の話ですので、ヒアリングを十分にされて、行政の考え方や政策の方向性を把握した上で質問される方と、ぶっつけ本番でやられる方で違うんじゃないかと。
栗津委員	私はできるほうだと思うけど、自民クラブの他の2人は質問に対するヒアリングは全くできないと聞いているよ。
藤川委員長	それは機会がないのか能力がないのか、何かしらの原因があると思いますので、そこではないか。

	(「能力と言ったら怒るぞ」と呼ぶものあり)
藤川委員長	一般論として申し上げますので、物事が成り立たない理由には機会がない、能力がない、あるいは何かしらの原因があってできていない理由があると思うんですね。全員が同じようにできないのであれば、何らかのシステム的な不具合があると。そこは改めなきゃいけないと思うんですが、できる議員とできない議員がいるとなると何らかの理由がそこにあると思いますんで。
栗津委員	それはいいとして、質問した答弁書も返ってこない。これはおかしいやろ。
藤川委員長	栗津議員が求めているらっしゃるのは、質問が終わった後の答弁書をいただけていないということですか。私の場合は紙でくださいとお願いをして執行部からもらってます。言わないとももらえないです。
議会総務課長	答弁書に関しては、終わった後に議員から要請があれば渡しますし、何もないと渡すことはないです。そこに議員の区別は何もないです。
栗津委員	今度言ってみます。
藤川委員長	お話を聞いていますと、通告書に関する認識の仕方あるいは一般質問の組み立て方に対する考え方がそれぞれというところがあるんじゃないかと見受けられます。一般質問を聞いていまして、通告書に書いてあると、ここにこう書いてあるから通告してあるとおっしゃられる議員もいらっしゃるんですけど、書いたから執行部に頭の中のことが全て伝わっていると認識するのは極めて危険です。一方通行になってしまうので、やはりヒアリング等々で、私はこう考えていて、こういうようなことを聞くから、通告にこのように書いたというように、しっかりとコミュニケーションをとって一般質問の準備をしてくださいという話にはなっていますので、まずはそれをやっていただいて、それでも通告にないとか、やりとりがうまくいかないということでありましたら、一方でできている議員もいるわけで、しっかりと通告書を書くだけじゃなくて、ヒアリングをしっかりと・・・

藤川委員長	(「通告書に書いてあればいいだろう」と呼ぶものあり) 通告書に1行だけ書かれて、そのようなニュアンスを読み取れという話は極めて難しいですよ。
藤川委員長	(「通告書に書いてあるんだからそれでいいだろう」と呼ぶものあり) 具体的に書きましょうという話になってるんですけども、その1行からそれは読み取れませんよという書き方をされてる方もいらっしゃるの。
藤川委員長	(「通告書に書いてあれば、どういう質問をするか執行部が聞きに来ないといけない」と呼ぶものあり) そのやりとりを、議員と執行部でヒアリングをして質問に臨んでくださいよという話に終始すると思うんですね。
野口議長	9月定例会のお話でいくと、通告書から全く外れた質問している方がいましたよ。14人中2人でしたね、注意したの。通告書に全く書いてない質問に対して通告を受けてませんと行政側に言われても、普通の流れだろうなと思うんですけど。かと言って、表題にはあるけど具体的には記載していなかったのは花村議員だったかな、行政とヒアリングやレクをしてキャッチボールができていた印象があります。通告書にはしっかり書いてないけど再質問して受け答えができてましたからね。 いつも特定の人なんですよ。そろそろしっかりやっていただけないかなというのが正直なところですよ。ヒアリングやレクを受けてやっていただけたら、通告書の様式を変える云々やらなくても、一般質問できるんじゃないかなという思いです。
議会総務課長	私も近藤議員、山田議員、栗津議員とヒアリングしたことがありますがおそらくヒアリングではしっかり会話ができてるんです。職員も2人ついて、何を聞きますか、これ聞く、これはこうですねって。内容を聞かないと答弁書が作れないので。 それでも当日ひらめくんですよ。もう一つ聞きたくなったりとか。それがあると執行部としては、キャッチボールしたことと違う変化球を投げられるとキャッチできない

	ですよ。 そのとき、大体メモをとられないんですよ。職員は言われたことをそのままメモして、録音して、それを文字にしてってやるんで。近藤議員もこれ聞くこれ聞くと、ワーッて言われるんですよ、多分。でも頭の中でひらめいたことを言われるので。 ヒアリングの通りなら本会議も問題ないんです。山田議員もヒアリングはしっかりできてますよ。
南谷清司委員	執行部は聞き取りして、通告内容を箇条書きに整理するはね、当然。それをまた議員に戻したら。こういう通告を受けたよって、議長と議員に。そうすると議員も何を通告したか分かるし。 (「それが今いけないんやろ」と呼ぶものあり)
南谷清司委員	いや、通告内容だけ。打ち合わせしたものを箇条書きにするので、それを議員に渡して間違いないですよねと言って、議長にもこのように通告が来ましたと渡すと。そうじゃないと所詮、密室の話なんだよ。だからここで何を話してみても、密室で何が行われているかなんて、分からないということです。
議会総務課長	それなら最初に通告書にしっかり書いてもらって、打ち合わせで修正があったらこう直しましたということはできるんですけど、執行部側が言われたことを書いて出すのは難しいかなと思います。
豊島委員	私も長期におるわけではないですけど、しばらく前からのことだと思っております、特にここ数年。 県議会も全部文章を各部長に渡してますが、藪蛇になって苦しいんですけど、こんなことやった事前の文章を全部執行部に渡すと、おはようございますから。それやったほうが、今のままでいいという人が大半かもしれんけど、全部書いて全部渡してありますと言えどということ、それを山県市がやってると申し上げたんです。
安井委員	議員になったときに、前回やったことは次はやらないよということをお教えいただいたんですね。次は新しい項目で、提案型でやってくださいねと、私は聞いていた覚えがあったので、今回やったことと違うことを次はやらな

	きやとずっと思ってたんですが、最近はずっと同じことばかりやってらっしゃる方がいるので、そこもどうかなと思うんです。新しいことを聞きたいなと思ってるのに、答弁も前回もお話しましたが、という答弁の繰り返しで、聞いていても疲れますよね。そういうことも改良できないかなと思っております。
藤川委員長	新たなご提案ですが、大変申し訳ないですが、それを議論しますと終わりませんので、それはまた全員協議会でご提案いただければと思います。今のお話で他にご意見ありますか。 (意見なし)
藤川委員長	意見をお伺いしますと、通告書をしっかりと書いて、そしてヒアリングなりレクなりでしっかりと質問を作り上げていくという各議員の一般質問の組み立て方で解決できる問題ではないかというところでありまして、議会運営委員会としましては、再度、全員協議会等で、議長から一般質問通告書をしっかりと書いていただくということや、一般質問の本番に向けて、ヒアリングやレクをしっかりと行っていただくということを全議員に教えていただくという方向でよろしいのではと思いますが、そのような方向でいかがでしょうか。 (異議なし)
藤川委員長	ご異議ないようでしたら、議長から改めて全議員に通告書をしっかりと書くということ、ヒアリングやレクをしっかりとしていただくということを教えていただくように、私から伝えておきます。本日の議題につきましては以上となります。 議長何かございますでしょうか。
野口議長	先ほど安井委員が言われた同じ質問の話なんですけど、ぜひ今後やってください。
藤川委員長	副議長、よろしいですか。 (発言なし)

議会総務課員	行政視察の関係ですけど、本日が皆さんのご都合の悪い日を提出していただく締め切り日となっておりますので、ご協力をお願いします。 あと、1月は皆さん難しいということで、2月になります。日程は四つぐらいあると思うので、皆さんにお示ししますが、パワーハラスメントに関しては以前お伝えした20個ほどから選ぶことはできますけど、もう一つのオブザーバー出席に関しては、皆さんから視察候補をいただくことになってたと思うので、お時間あるときにご連絡ください。
藤川委員長	皆さんよろしく願いいたします。他にございますか。 (発言なし)
藤川委員長	これをもちまして議会運営委員会を閉じさせていただきます。大変お疲れ様でした。 【閉会＝午後2時59分】